

介護保険について

1	県内介護事業所数（種別・地域別）の推移	1 P
2	介護職員数の推移（種別）	2～6 P
	・ 介護職員処遇改善加算の実施状況	
	・ 介護従事者不足に対する対策など	
3	県の整備計画と現状との比較	7～9 P
4	去年の介護報酬引き下げの影響	10 P
5	総合事業について制度と進捗など	11～15 P

○主な介護事業所数(居宅サービス)の推移
(各年1月1日指定分)

種別	圏域	H24	H25	H26	H27	H28
訪問介護	福岡・糸島	319	348	381	404	436
	糟屋	45	51	56	57	51
	宗像	24	29	34	38	39
	筑紫	64	70	76	78	84
	朝倉	17	18	20	18	18
	久留米	111	117	118	120	119
	八女・筑後	25	25	30	34	37
	有明	79	84	88	90	90
	飯塚	107	107	107	109	111
	直方・鞍手	43	50	51	55	51
	田川	128	128	126	126	125
	北九州	371	392	400	394	395
	京築	55	60	59	57	57
	計	1,388	1,479	1,546	1,580	1,613
訪問看護	福岡・糸島	74	85	96	111	134
	糟屋	17	16	17	18	22
	宗像	4	4	6	8	9
	筑紫	18	23	26	29	32
	朝倉	2	3	3	4	4
	久留米	34	35	37	37	40
	八女・筑後	5	8	8	9	11
	有明	19	20	20	22	24
	飯塚	14	14	13	18	20
	直方・鞍手	4	5	7	8	9
	田川	12	14	17	19	22
	北九州	59	67	75	79	88
	京築	14	16	15	17	17
	計	276	310	340	379	432
通所介護	福岡・糸島	347	404	470	524	541
	糟屋	54	69	80	90	91
	宗像	43	49	54	63	61
	筑紫	81	96	119	135	131
	朝倉	23	24	30	32	32
	久留米	120	133	157	165	163
	八女・筑後	49	54	60	64	71
	有明	67	73	88	100	101
	飯塚	80	92	101	115	120
	直方・鞍手	49	57	64	64	63
	田川	68	75	80	91	88
	北九州	387	445	498	541	558
	京築	49	60	61	72	71
	計	1,417	1,631	1,862	2,056	2,091
短期入所 生活介護	福岡・糸島	59	68	71	82	92
	糟屋	13	13	14	16	18
	宗像	9	10	10	10	10
	筑紫	12	12	12	18	18
	朝倉	8	8	8	9	9
	久留米	31	32	38	41	41
	八女・筑後	10	11	12	13	15
	有明	18	18	19	22	23
	飯塚	22	22	23	24	24
	直方・鞍手	9	9	12	13	13
	田川	17	19	19	20	21
	北九州	70	77	83	85	85
	京築	14	14	15	18	18
	計	292	313	336	371	387

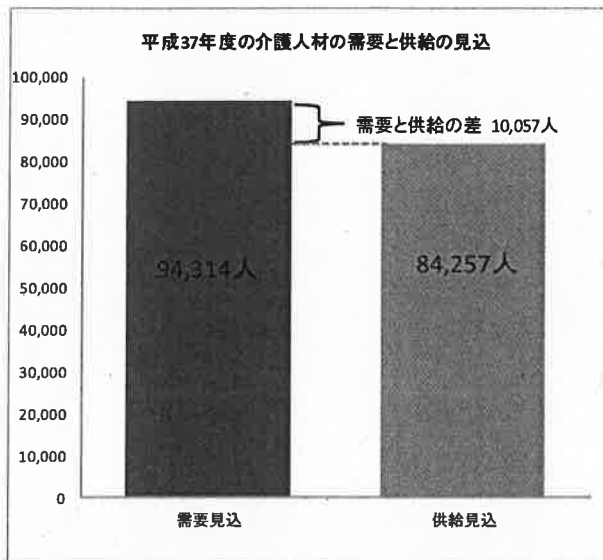
2. 介護職員数の推移

○ 介護人材の現状と将来推計

本県における平成25年10月時点の介護職員数は、70,253人。

平成37年度（2025年度）における介護人材の必要量を、県内市町村のサービス必要量の見込みを基に推計すると、94,314人となり、平成25年の約1.3倍となる。

また、近年の入職・離職の状況等を基に推計した、平成37年度における供給見込みは、84,257人となり、需給格差は10,057人となる。



単位：人

	2013年度(平成25年度) 介護職員数	2025年度(平成37年度)			
		需要見込	供給見込	充足率	需給ギャップ
福岡県	70,253	94,314	84,257	89.3%	10,057
全国	1,707,743	2,529,743	2,159,688	85.4%	370,055

※2013年度の数値：「介護サービス施設・事業所調査」結果をもとに厚生労働省が回収率に合わせて補正
 ※需要見込の値は、市町村により第6期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込量に基づく推計
 ※供給見込の値は、現状推移シナリオ(近年の入職、離職の動向に将来の人口動態を加味)による推計

(1) 介護職員処遇改善加算の実施状況

対象事業所数	届出事業所数	届出率
5, 974	5, 108	86%

区分	要件	賃金改善額 (1人当たり月額)	事業所数	取得率
加算Ⅰ (新設)	要件1. 2. 3全てを満たす	27,000円程度	3,911	76.57%
加算Ⅱ	要件1又は2と3を満たす	15,000円程度	1,024	20.05%
加算Ⅲ	要件1. 2. 3のいずれかを満たす	13,500円程度	67	1.31%
加算Ⅳ	要件1. 2. 3のいずれも満たさず	12,000円程度	106	2.08%
加算Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの小計 (加算Ⅰを取得できなかった事業所)			1,197	23.43%
合 計			5,108	100%

高齢者地域包括ケア推進課調べ（平成27年7月1日現在）

※ 加算の要件

- 要件1：職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること。
 - 要件2：資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること。
 - 要件3：職場環境等要件（賃金改善以外の処遇改善（※）への取組を実施すること。）
- 要件3は、加算Ⅰを取得するためにはH27年4月以降に新たに取組むことが必要。

※要件3 職場環境等要件の例

- ・資格取得を目指す者に対する研修受講の支援
- ・新人指導担当者の配置
- ・育児休業制度の充実
- ・非正規職員から正規職員への転換 等

【県の取組】

新加算区分を取得できるよう、全事業所の管理者を集めた講習会において、3つの要件の具体的な内容を説明するなど制度の周知、助言を行った。

引き続き、県内の事業所が、新加算区分を取得できるよう、加算の届出を行おうとする事業所に対し、任用要件や賃金体系の定め方など3要件について、個別に助言を行い、本県における介護職員の賃金の改善を図っていく。

※制度の周知を図るための説明会等の実施状況

- ・介護報酬改定説明会において全事業所に説明（平成27年3月17日～27日）
- ・介護保険の運営に関する講習会で全事業所に説明（平成27年5月20日～6月11日）
- ・加算届出の受け付け時の個別支援として、事業所からの問い合わせだけではなく、県が、届出書を見て、要件が不十分である、または、もう少しで要件を満たせると判断した事業所に対して、電話又は来庁による説明を行っている。

(2) 介護従事者不足に対する対策など

① 介護人材の確保・定着・資質向上に向けた取組み

介護人材の確保・定着、資質の向上を図るためには、介護分野への人材参入の促進、働きやすい職場環境の実現、資質の向上が重要である。

(ア) 参入の促進

介護については、「きつい」、「大変」といった画一的なマイナスイメージが参入の阻害要因となっている。

このため、今年度からは、中学生や高校生、大学生を対象にした「高齢者とのふれあい体験」や「就業体験」を実施することにより、介護の仕事への正しい理解の促進と魅力の発信に取り組んでいる。

(イ) 働きやすい職場環境の実現

事業所の管理者を対象とした雇用管理の改善や人材育成に関する研修を実施。

今年度からは、介護業務の負担の軽減を図る介護ロボットの導入や、離職率が高い小規模事業所が共同で実施する研修や交流会の開催を支援している。

(ウ) 資質の向上

介護職員のキャリア段階に応じた技術向上研修を実施している。

今年度からは、介護職員が認知症に関する知識を習得するための研修や、介護支援専門員のケアプラン作成能力の向上を図る研修を実施している。

こうした取組みにより、本県における介護人材の確保・定着、資質の向上をしっかりと進めていくこととしている。

② キャリアアップを進めるための取組み

介護職員のキャリアアップを図るためには、将来の展望を持って職場で働き続けることができるよう、知識や経験、技術などに応じた適切な処遇がなされることが重要です。

このため、介護サービス事業所に対し、職位・職責に応じた人事制度の確立、計画的な人材育成を指導している。

また、介護職員の経験年数に応じた技術向上研修を実施し、知識や技術の一層の向上を支援するとともに、資格取得のための研修の受講機会を確保できるよう、研修期間中、代替職員を派遣する事業にも取り組んでいる。

③ 若者の参入を進めるための取組み

若者の介護職への参入が進めない理由として、少子化により若者の数が減少していること、「介護」についての「きつい」、「大変」といった画一的なマイナスイメージが生徒や保護者などに広がっていることによるものと考えている。

今年度から、中学生や高校生、その保護者や教師を対象とした「介護施設見学」、「就業体験」を実施している。

また、進路指導の教師を対象とした介護講座の開催、介護の仕事の内容とその魅力を生徒に紹介するパンフレット、介護の仕事を目指す専門学校の学生によるフリーペーパーの作成などに取り組んでいる。

さらに、昨年9月、市町村、事業者団体、公共職業安定所・県社会福祉協議会などの関係機関、また、介護福祉士会・介護福祉士養成施設協議会などの関係団体で構成する「福岡県介護人材確保・定着促進協議会」を立ち上げ。

この協議会において、介護の仕事への正しい理解の促進と魅力の発信、就業環境改善の推進に取り組む、介護の仕事を目指す若い方々の増加を図っていく。

④ 介護人材確保施策の周知と現場の意見の反映について

県は、昨年9月、市町村、老人福祉施設協議会などの事業者団体、介護福祉士会などの職能団体の代表者で構成する「福岡県介護人材確保・定着促進協議会」を立ち上げ、各団体が、県の事業などについての情報を共有し、連携して、介護人材の確保・定着に取り組んでいく。

県では、県内の約9,200の施設・事業所の管理者の方々に、適正な管理運営などに関する講習会を毎年度開催しており、この中で、働きやすい職場づくりの取組みなど、県の事業について周知を図っている。

また、広く県民の皆さんに対しても県のこうした事業を知っていただくため、県のホームページを用いてその周知を図っていく。

現場の意見の反映については、協議会に設置した「参入促進」「環境改善・人材育成」2つの部会に、介護職員の方々にも参加していただき、現場から見た人材確保の現状や課題を聴取している。

これら部会においては、「職場環境や人間関係が離職の大きな要因となる」などの意見が出されており、この協議会の場でこうした意見も踏まえ、働きやすい職場づくりなどについて、協議会の場でその方策を議論し、今後の取組みに反映させていきたいと考えている。

【参 考】

○ 介護職員の処遇改善の推移

① 介護職員処遇改善交付金制度（平成 21 年度～23 年度）

介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対し、介護職員 1 人当たり月額平均 15,000 円を交付

- ・平成 21 年度国補正予算（経済危機対策）
- ・財 源：基金（全額国庫）基金総額：153 億円

② 介護職員処遇改善加算制度（平成 24 年度より実施）

平成 21～23 年度実施の介護職員処遇改善交付金を介護報酬に円滑に移行するための措置として創設された加算制度

- ・財 源：介護報酬

③ 新加算区分の創設（平成 27 年度より実施）

これまでの介護職員処遇改善加算を維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を手厚く評価するための加算区分を新設。

新設された加算区分は、「加算Ⅰ」として職員 1 人当たり月額 1 万 2 千円相当の賃金増につながる。

○ 県が行った要望（抜粋）

① 平成 27 年度全国主要都道府県民生主管部(局)長連絡協議会（H27.7.7:要望活動実施）

- ・ 介護職員の資格、経験、能力を反映した適切な給与水準を確保し、職員配置基準の見直しとそれに伴う職員配置が可能となるように介護報酬の水準を設定するなど、労働環境を改善すること。
- ・ 福祉・介護人材の能力開発制度、役職者への登用など、事業者に対するキャリアアップシステム構築の取組を促進すること。
- ・ 介護職員処遇改善加算が継続・拡充されたが、当該加算は、介護職員に限定されている等の課題は残されている。

介護職員を含む介護事業所で働く全職員の処遇改善が確実になされるよう、引き続き介護保険制度の見直しの中で、恒久的な対策を検討し必要な財源については国において措置すること。

② 全国知事会（平成 27 年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望：H27.7.29 要請）

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターへの支援等による高齢者の介護予防や自立した生活のための支援策の拡充、医療・介護の連携の促進、地域の認知症支援体制の構築、適切な介護報酬の設定や資格取得の支援等による介護サービス人材の確保など高齢者施策の充実を図ること。

③ 全国知事会（介護人材確保に向けた総合的な対策の推進に関する提言：H27.7.29 要請）

- ・ 介護報酬改定を通じた給与の改善やキャリアパスの確立などにより、介護職員の処遇を改善し、専門職として介護職員の社会的評価の向上を図るとともに、介護サービスの質の向上や介護職員の負担軽減のため、最新介護福祉機器や介護ロボット利用を介護保険の適用対象とするほか、介護サービス情報公表制度を活用した労働条件の公表などにより、労働環境を改善すること。

特別養護老人ホーム整備計画（地域密着型を除く。）

高齢者保健 福祉圏域	平成26年度末		整備決定数 (床)	整備予定数 (床)	平成27～29年度 整備計画数の計 (床)	平成29年度末 整備目標数 (床)
	施設数(箇所)	定員数(床)				
福岡・糸島	66	5,189	758	47	805	5,994
福岡市	62	4,909	758	47	805	5,714
福岡市分を 除いたもの	4	280	0	0	0	280
糟屋	12	660	0	60	60	720
宗像	9	444	50	40	90	534
筑紫	11	843	0	160	160	1,003
朝倉	10	630	0	0	0	630
久留米	22	1,210	100	0	100	1,310
久留米市	9	560	0	0	0	560
久留米市分を 除いたもの	13	650	100	0	100	750
八女・筑後	15	955	0	0	0	955
有明	23	1,260	0	0	0	1,260
飯塚	21	1,120	0	0	0	1,120
直方・鞍手	10	560	0	120	120	680
田川	21	1,360	200	60	260	1,620
北九州	67	5,179	313	197	510	5,689
北九州市	56	4,459	203	167	370	4,829
北九州市分を 除いたもの	11	720	110	30	140	860
京築	17	958	0	0	0	958
政令市分	118	9,368	961	214	1,175	10,543
中核市分	9	560	0	0	0	560
県分	177	10,440	460	470	930	11,370
合計	304	20,368	1,421	684	2,105	22,473

※福岡市は、広域型特別養護老人ホームと地域密着型特別養護老人ホームを分けて整備計画数を定めていないため、平成29年度末整備目標数が変動する可能性がある。

特別養護老人ホーム整備計画（地域密着型）

高齢者保健 福祉圏域	平成26年度末		整備決定数 (床)	整備予定数 (床)	平成27～29年度 整備計画数の計 (床)	平成29年度末 整備目標数 (床)
	施設数(箇所)	定員数(床)				
福岡・糸島	18	490	0	0	0	490
福岡市	16	432	0	0	0	432
福岡市分を 除いたもの	2	58	0	0	0	58
糟屋	2	49	0	29	29	78
宗像	3	87	0	0	0	87
筑紫	3	67	29	29	58	125
朝倉	0	0	0	0	0	0
久留米	12	305	174	0	174	479
久留米市	12	305	145	0	145	450
久留米市分を 除いたもの	0	0	29	0	29	29
八女・筑後	1	29	0	58	58	87
有明	3	46	0	0	0	46
飯塚	4	98	0	0	0	98
直方・鞍手	0	0	0	0	0	0
田川	0	0	0	0	0	0
北九州	24	643	0	145	145	788
北九州市	21	574	0	145	145	719
北九州市分を 除いたもの	3	69	0	0	0	69
京築	4	107	0	29	29	136
政令市分	37	1,006	0	145	145	1,151
中核市分	12	305	145	0	145	450
県分	25	610	58	145	203	813
合計	74	1,921	203	290	493	2,414

※福岡市は、整備計画において、広域型と地域密着型を一体的に取り扱っている。

介護老人保健施設整備計画

高齢者保健 福祉圏域	平成26年度末		整備決定数 (床)	整備予定数 (床)	平成27～29年度 整備計画数の計 (床)	平成29年度末 整備目標数 (床)
	施設数(箇所)	定員数(床)				
福岡・糸島	30	2,940	0	0	0	2,940
福岡市	26	2,590	0	0	0	2,590
福岡市分を 除いたもの	4	350	0	0	0	350
糟屋	7	585	0	0	0	585
宗像	4	350	0	0	0	350
筑紫	8	660	0	0	0	660
朝倉	6	470	0	0	0	470
久留米	14	1,270	0	0	0	1,270
久留米市	8	700	0	0	0	700
久留米市分を 除いたもの	6	570	0	0	0	570
八女・筑後	7	600	30	0	30	630
有明	12	1,076	0	0	0	1,076
飯塚	9	790	0	0	0	790
直方・鞍手	10	655	0	0	0	655
田川	10	760	0	0	0	760
北九州	42	3,450	0	80	80	3,530
北九州市	36	2,970	0	0	0	2,970
北九州市分を 除いたもの	6	480	0	80	80	560
京築	9	760	38	2	40	800
政令市分	62	5,560	0	0	0	5,560
中核市分	8	700	0	0	0	700
県分	98	8,106	68	82	150	8,256
合計	168	14,366	68	82	150	14,516

1 目的

- 平成30年度の介護報酬改定に向けて、平成27年度の介護報酬改定の効果の検証や「平成27年度介護報酬改定に関する審議報告」において検討が必要とされた事項に関する実態調査等を行うことを目的として、社会保障審議会介護給付費分科会に介護報酬改定検証・研究委員会を設置する。

2 調査内容(平成27年度調査)

- (1) 看護小規模多機能型居宅介護のサービス提供の在り方に関する調査研究事業
- (2) 中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業
- (3) リハビリテーションと機能訓練の機能分化とその在り方に関する調査研究事業
- (4) 介護保険施設等における利用者等の医療ニーズへの対応の在り方に関する調査研究事業
- (5) 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査研究事業
- (6) 介護保険サービスにおける認知症高齢者へのサービス提供に関する実態調査研究事業
- (7) 介護保険サービスにおける質の評価に関する調査研究事業

3 委員

- 公益委員及び学識経験者11名により構成(平成27年9月14日現在)

1

介護報酬改定検証・研究委員会の設置について②

4 今後のスケジュール

平成27年10月

- 調査実施

11月・12月

- 集計・分析・検証

平成28年1月・2月

- 分析・検証

3月以降

- 介護報酬改定検証・研究委員会
 - ・ 調査結果の報告、調査結果に対する評価を実施
- 社会保障審議会介護給付費分科会
 - ・ 介護報酬改定検証・研究委員会から報告された調査結果等を決定(予定)

新しい地域支援事業の全体像

<改正前>

<改正後>

介護保険制度

介護給付 (要介護1～5)

介護予防給付 (要支援1～2)
 訪問看護、福祉用具等
 訪問介護、通所介護

介護予防事業
 又は**介護予防・日常生活支援総合事業**
 ○二次予防事業
 ○一次予防事業
 (介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。)

包括的支援事業
 ○地域包括支援センターの運営
 ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業
 ○介護給付費適正化事業
 ○家族介護支援事業
 ○その他の事業

介護給付 (要介護1～5)

介護予防給付 (要支援1～2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業 (要支援1～2、それ以外の者)
 ○介護予防・生活支援サービス事業
 ・訪問型サービス
 ・通所型サービス
 ・生活支援サービス(配食等)
 ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
 ○一般介護予防事業

包括的支援事業
 ○地域包括支援センターの運営
 (左記に加え、地域ケア会議の充実)
 ○在宅医療・介護連携の推進
 ○認知症施策の推進
 (認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
 ○生活支援サービスの体制整備
 (コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業
 ○介護給付費適正化事業
 ○家族介護支援事業
 ○その他の事業

【財源構成】
 国 25%
 都道府県 12.5%
 市町村 12.5%
 1号保険料 22%
 2号保険料 28%

【財源構成】
 国 39%
 都道府県 19.5%
 市町村 19.5%
 1号保険料 22%

改正前と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実

充実

地域支援事業

地域支援事業

新しい介護予防事業

- 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。

現行の介護予防事業

- 一次予防事業
 - ・介護予防普及啓発事業
 - ・地域介護予防活動支援事業
 - ・一次予防事業評価事業
- 二次予防事業
 - ・二次予防事業対象者の把握事業
 - ・通所型介護予防事業
 - ・訪問型介護予防事業
 - ・二次予防事業評価事業

一次予防事業と二次予防事業を区別せず、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から見直す

介護予防を機能強化する観点から新事業を追加

一般介護予防事業

介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。

介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行う。

地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。

一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

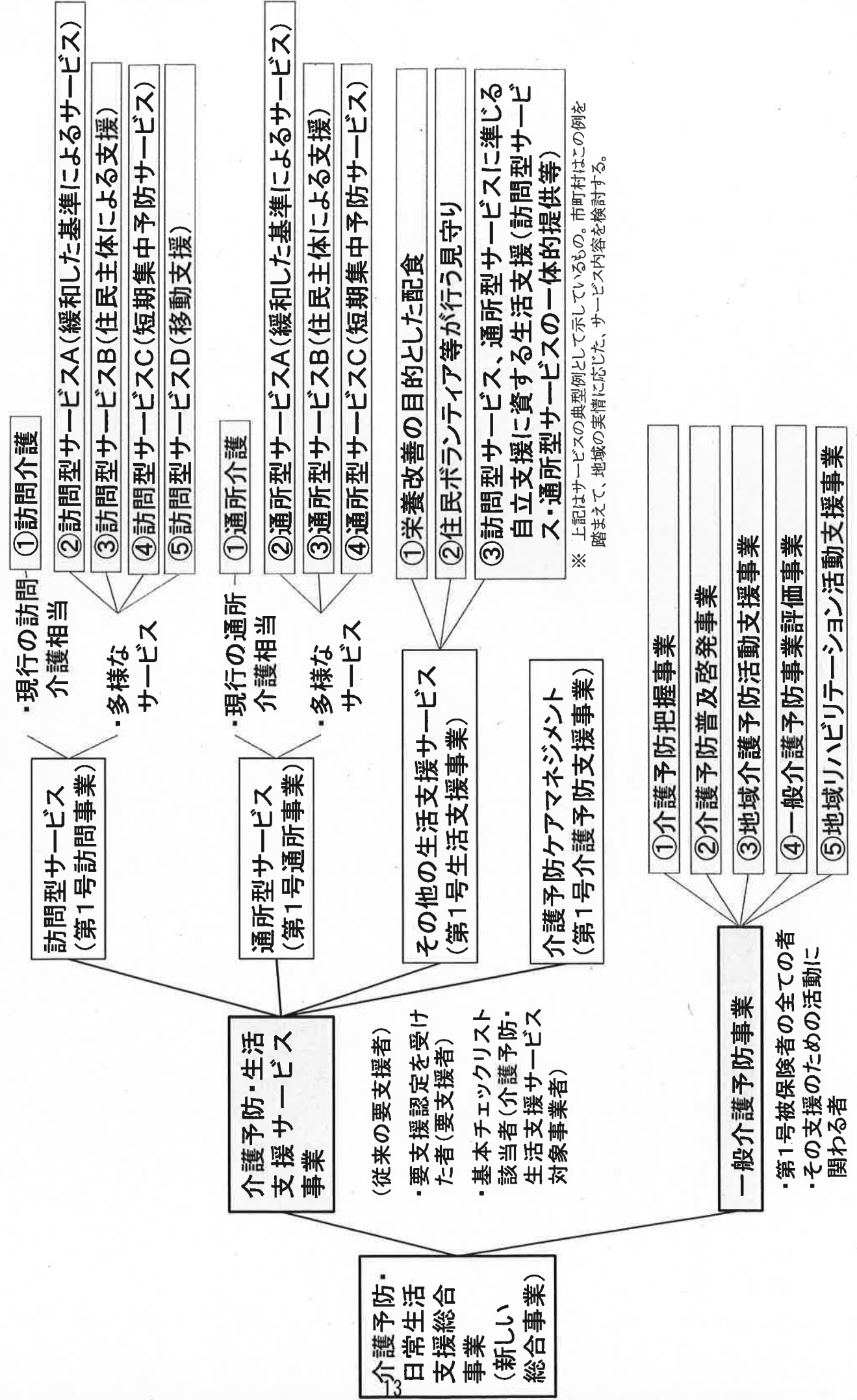
(新)地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

介護予防・生活支援サービス事業

※従来、二次予防事業で実施していた運動器の機能向上プログラム、口腔機能の向上プログラムなどに相当する介護予防については、介護予防・生活支援サービス事業として介護予防ケアマネジメントに基づき実施

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

総合事業を構成する各事業の内容及び対象者

(1) 介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)

○ 対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。

- ① 要支援認定を受けた者
- ② 基本チェックリスト該当者(事業対象者)

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

- ※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
- ※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
- ※ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

(2) 一般介護予防事業

○ 対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

県内の総合事業について

(平成28年2月1日現在)

実施予定市町村	
開始年度	
H27	18 大牟田市、直方市、大川市、行橋市、春日市、大野城市、宗像市、福津市、朝倉市、糸島市、志免町、粕屋町、桂川町、大任町、福智町、苅田町、吉富町、築上町
H28	23 北九州市、田川市、豊前市、中間市、古賀市、うきは市、宮若市、宇美町、篠栗町、須恵町、新宮町、久山町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、筑前町、東峰村、大刀洗町、川崎町、みやこ町
H29	19 福岡市、久留米市、飯塚市、柳川市、八女市、小郡市、筑後市、筑紫野市、太宰府市、嘉麻市、みやま市、那珂川町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、赤村、上毛町
計	60

※下線は広域連合加入市町村